

## ジェネリック(後発)医薬品をご存知ですか?

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に製造・販売される、「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、(先発医薬品と)同等の効き目がある」と認められた医薬品です。

- 効能や効果・用法・用量は基本的に変わりなく、製品によっては、先発医薬品よりも飲みやすくなるように薬の大きさや味、においの改良や、湿気や光に弱いなどの品質面の改善による保存性の向上など、よりよく工夫されたものもあります。
- 先発医薬品に比べて薬の値段が5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあるため、一人ひとりの自己負担や医療費の抑制にもつながります。

特徴やメリットを理解していただき、ぜひジェネリック医薬品をご活用ください。

※処方希望しても、ジェネリック医薬品への変更ができない場合や、適さない場合もあります。まずは、医師・薬剤師にご相談をお願いします。



ジェネリック医薬品を希望することを医師や薬剤師に簡単に伝えられるように、平成29年10月の保険証更新時に同封しましたパンフレットの中にジェネリック医薬品希望シールがついています。住民福祉課国保年金係の窓口にも置いてありますので、国民健康保険にご加入の方はぜひご利用ください。

## 付加保険料の申出が大変お得です

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

付加年金は、国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)の独自給付とされています。年金額を少しでも多く受給されたい方は、毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額は「200円×付加保険料を納付した月数」です。

〈具体例〉付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料の納付額  
400円 × 12月 × 10年 = 48,000円

↓

付加年金の年金額  
200円 × 12月 × 10年 = 24,000円

★48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せされるので、大変お得です。



### 〈留意事項〉

- ・付加保険料の納付は、申し込みを行った月分からとなります。
- ・国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。
- ・納期限(対象月の翌月末)を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・お申込みは、住民福祉課国保年金係(2番窓口)または年金事務所です。